

石狩森林管理署交渉（全国林野関連労働組合石狩分会）
議 事 要 旨

1. 日 時 令和2年12月10日（木）17:30～18:20

2. 場 所 石狩森林管理署 署長室

3. 出席者

石狩森林管理署	荻原 裕	署長
	窪井 弘幸	次長
	松本 光人	総括事務管理官

全国林野関連労働組合

石狩分会	久慈 正志	委員長
	温井 和樹	副委員長
	山中 泰広	書記長

4. 交渉事項

事業実行等に係る労働条件の確保について

5. 議事概要

組合）2021年度業務計画予定において、各種事業を推進するにあたり（収穫事業・製品生産事業・造林事業・地林況調査等）、林道整備は必須項目であり、森林管理には重要な事項であり、各森林事務所には事業が伴わない林道は通行不能な箇所が多く存在する。よって適切な森林管理のためのチャーター等予算確保に努めること。

当局）当署としても林道整備のためにチャーター等の予算要求をしているところである。しかし、現実には限られた予算となることが予想されるため、各種事業実施の有無、地元からの要請等を重要な因子として優先順位をつけながら進めていく考えである。

組合）簾舞森林事務所が新築されたことに伴い、空席であった森林官を配置すること。また、署内の空席ポスト及び恵庭森林事務所の森林官を配置すること。

なお、地域統括の配置されている余市森林事務所に一般職員を配置すること。

当局）簾舞森林官及び恵庭森林官等の空席ポストについて、局に配置を要望しているところである。

なお、一般職員の配置についても局に要望を伝える考えである。

組合) 新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、今春に始めて在宅勤務等実施したが、パソコン及び業務データの持ち出しができない中、職員はその勤務形態に苦慮した。今後、在宅勤務等多様な勤務形態をさせる場合の労働条件を確保した中で実施させること。

当局) テレワーク可能パソコンの配置状況を踏まえ円滑な実施に向け条件整備に取り組む考えである。